

## 新潟市食肉センター指定管理者申請者評価会議開催要綱

### (目的)

第1条 新潟市食肉センターの管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、外部の有識者から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、新潟市食肉センター指定管理者申請者評価会議（以下、「評価会議」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 候補者の募集のための業務仕様書、公の施設の目標、評価項目等に関する事項
- (2) 候補者の選定における申請内容に関する事項
- (3) 非公募により選定された指定管理者に対する所管課による指定期間を通じた評価に関する事項

### (委員構成)

第3条 評価会議は、委員10名以内をもって構成する。

- 2 評価会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

### (第2条第2号に係る評価会議)

第4条 第2条第2号に係る評価会議は、必要の都度設置する。

- 2 申請者に対して、事業計画等に関する説明を求めるものとする。

### (第2条第2号の評価会議の評価方法)

第5条 評価会議の委員は、他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める評価項目に基づいて、総合的に判断するものとする。

### (会議の公開)

第6条 評価会議は公開とする。

- 2 申請者又は委員からの申し出により非公開とすることができる。

### (選定結果)

第7条 選定結果を候補者全員に通知するとともにホームページ等により選定過程及び結果を公表するものとする。

### (守秘義務)

第8条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 評価会議の庶務は、農林水産部食と花の推進課において処理する。

(雑則)

第10条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(新潟市農林水産部所管施設指定管理者選定委員会設置要綱の廃止)

2 新潟市農林水産部所管施設指定管理者選定委員会設置要綱（平成20年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月12日から施行する。